

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、平成三十年十一月八日付けで、次のとおり免許を取り消した。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
セゾンホーム株式会社	會田晃司	埼玉県春日部市下蛭田三百番地七